平成２４年（フ）第１３０号
広島県福山市内海町９番地３
債務者　渡邉　京子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８号
高知県四万十市大用488番地
債務者　戸田　隆太
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１７号
京都府亀岡市篠町篠見晴１番地６
債務者　坂井みち子（旧姓西）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
兵庫県三田市乙原1097番地６、従前の住所兵庫県三田市加茂394番地１　606号
債務者　藤井　宏二
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５７号
神戸市北区有野中町４丁目14番15―105号、申立時の住所神戸市北区有野町有野1655番地の３
債務者　森川　謙二
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９５号
神戸市灘区楠丘町１丁目７番６号
債務者　冨岡　雅子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９９号
神戸市中央区楠町１丁目15番２号　阪田ビル301号
債務者　伊藤　広子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４０７号
神戸市北区柏尾台13番地の８
債務者　平井　洋子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２８号
神戸市灘区岩屋北町７丁目１番31―506号
債務者　赤穂　友美
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６９号
神戸市東灘区御影石町３丁目12番25号　デンハイツ　４階西号
債務者　片岡かの子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３号
長崎県佐世保市江迎町小川内770番地　小川内住宅534号、旧住所長崎県平戸市田平町田代免61番地２
債務者　福井　　絢
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
熊本市南区元三町３丁目１番７号
債務者　岡村美智子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０７号
熊本市南区城南町宮地1441番地12、住民票上の住所熊本市南区城南町藤山2578番地５
債務者　松永　和利
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１５号
熊本市南区白藤３丁目４番19―801号
債務者　古賀　和子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１７号
熊本市南区野田２丁目20番28号　レピュート野田101号
債務者　松本　末人
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７８号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目３番８号
債務者　久保　照明
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
広島県福山市曙町５丁目18番38－４号
債務者　高崎　　力
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係